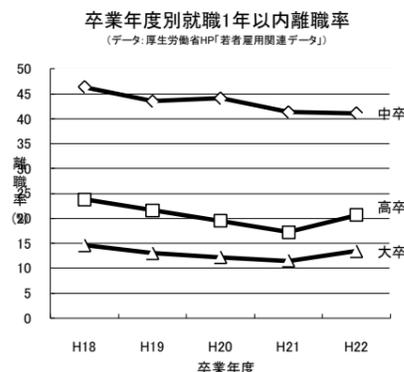


若年者職業意識向上事業を実施しています

大分市では、市内の働く若者を対象に若年者職業意識向上事業を行っています。

この事業は、ヤングキャリアアドバイザーとして登録した若者が、講師となって中学生を相手に現在の仕事に就いた理由や仕事の内容、職業観などについて講演を行い、職業人としての責任と自覚を再認識することで、**安易な早期離退職やフリーター化・無業化を防止**することを目的としています。

今年度は、これまで12校の中学校で延べ64人の若者が、ヤングキャリアアドバイザーとして講演を行いました。



離職率の「七五三」・・・?

中学・高校・大学卒業者が就職後3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割・5割・3割です。この数字をとって、「七五三現象」と呼ばれています。



従業員の早期離退職は、採用や教育にかかるコストの面などから見て、会社にとっても大きな損失となります。従業員の定着率向上について、もう一度考えてみましょう。

また、若年者職業意識向上事業は、来年度も実施予定です。詳細が決まり次第、ホームページや市報等で案内しますので、ぜひご応募ください!

【お問い合わせ先】
・大分市商工労政課 TEL: 097-537-5964

表紙: 平成23年度ヤングキャリアアドバイザー 園田 和可子さん (at home edu wakaba)

大分市暴力団排除条例が施行されました

大分市から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保して、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与するために、「大分市暴力団排除条例」が平成23年10月1日に施行されました。

暴力団の排除は、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識したうえで、市・市民・事業者が互いに連携し、協力して推進されなければなりません。

3つの「しない」を実践し、暴力団排除に社会一丸で取り組もう!!



【お問い合わせ先】
大分市市民協働推進課 生活安全推進室 TEL: 097-537-5997

～お知らせ～

広報紙『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください!
大分市HP: <http://www.city.oita.oita.jp>

ワークLIFEおおいた 2011年11月発行
大分市 商工農政部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL: 097-537-5964
FAX: 097-533-9077
E-Mail: rousei@city.oita.oita.jp

ライフ

ワークLIFE おおいた

第10号

2011
Nov



◆ トピックス ◆

- ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します
- 大分市の融資制度をご利用ください
- 若年者職業意識向上事業を実施しています

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します

大分県、大分市、大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議の主催で、セミナーを開催します。
単に福利厚生としてではなく、経営戦略としての観点から、企業・社会・個人それぞれにとって、な
ぜワーク・ライフ・バランスという戦略が必要なのか、分かりやすくお話しします。
ぜひ、ご出席ください！

- ◎日 時：平成23年11月29日（火）13:00～15:00
- ◎会 場：全労済ソレイユ 7階 カトリア （大分市中央町4-2-5）
- ◎演 題：「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」
- ◎講 師：小室 淑恵 さん（㈱ワーク・ライフバランス 代表取締役）
- ◎対 象：経営者、人事労務管理者、仕事と家庭の両立推進に関心のある方々
- ◎参加費：無 料
- ◎定 員：先着280名
- ◎申込方法：必要事項（事業所名、所在地、電話番号、参加者役職・氏名）を
下記の問い合わせ先までご連絡ください。※席に余裕があれば当
日参加も可能です。



☆詳細は、下記にお問い合わせください！

- 【お問い合わせ先】
- ・大分県労政福祉課 TEL：097-506-3327
 - ・大分市商工労政課 TEL：097-537-5964



(財)おおいだ勤労者サービスセンター会員募集

財団法人おおいだ勤労者サービスセンターでは、中小企業で働く皆さんを福利厚生面からサポートす
るため、様々な事業を行っています。月々わずかな掛金で、社員の皆さんが多彩なサービスを受けられ
ます。ぜひ、この機会に加入をご検討ください！

○事業案内

慶弔給付事業	会員にお祝いごとやお見舞いごとがあった時に、給付金を受けることができます。 (結婚記念祝金、勤続祝金、傷病見舞金、死亡弔慰金など)
健康の維持増進事業	一般健康診断、人間ドック、脳ドックについての健康診断補助やスポーツ施設利用補助など を行っています。
自己啓発事業	ガーデニング教室などの開催や各種講座の受講補助、演劇・コンサート等チケットの購入補 助を行っています。
余暇活動事業	会員が、家族や職場の仲間同士で気軽に参加できる事業を実施しています。 (提携ツアー、旅行補助、レクリエーション補助など)

- 入会金・月会費
入会金：一人当たり300円（初回のみ）月会費：一人当たり800円

- 入会できる方
 - ・大分市、由布市内の事業所で働く勤労者と事業主
 - ・大分市、由布市に居住し、市外の事業所で働く勤労者と事業主

☆詳細は、下記にお問い合わせください！

- 【お問い合わせ先】
財団法人おおいだ勤労者サービスセンター TEL：097-548-5500
(大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ3階)



大分市の融資制度をご利用ください

大分市では、中小企業や勤労者向けに融資制度を設けています。今号では、その一部を紹介します！
申し込みの窓口は指定の金融機関となります。下記の表を参照のうえ、ご利用になりたい資金を取り扱
う金融機関へご相談ください。(①～④の融資については、信用保証協会の保証付融資です。この融資にかか
る信用保証料は、大分市が全部又は一部を補助します。)

資金名	融資対象	資金用途	融 資 限 度 額	融 資 利 率	融 資 期 間 (据置可能 期間)	担 保 ・ 保 証 人	
中小企業者向け融資制度	① 小規模企業者事業資金	小規模企業者 国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象となるものとする ・市内居住1年以上 ・同一事業経営1年以上	設備資金 ・ 運転資金	1,000万円	年1.9%	7年以内 (1年以内)	不要 (法人の場合は代表者を連帯保証人とする)
	② 中小企業者事業資金	中小企業者 ・市内居住1年以上 ・同一事業経営1年以上		2,500万円	年2.1%	7年以内 1,000万円を超えるものは10年以内 (1年以内)	必要に応じて担保を徴する。連帯保証人は不要。 (ただし法人の場合は代表者を連帯保証人とする)
	③ 環境保全資金	中小企業者及び中小企業団体 ・同一事業経営1年以上	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転	1,000万円	年2.0%	10年以内 (1年以内)	
	④ 季節資金(年末特別資金)	中小企業者 ・市内居住1年以上 ・同一事業経営1年以上 ※申込みは11/1～12/20	運転資金		年1.8%	6ヵ月以内	
中小企業等勤労者向け融資制度	⑤ 住宅資金	中小企業等勤労者 市内に住所を有し、同一の中小企業等に引続き1年以上の勤務実績を有し、自己の居住の住宅を建築又は取得しようとする者 市税を完納していること	・住宅の新築・増改築及び取得(建売・中古・マンション) ・簡易なりフォームも可	600万円	年1.08% 変動金利(半年ごとに改定)	25年以内	取扱金融機関の定めるところによる
	⑥ 厚生資金	中小企業等勤労者 市内に住所を有し、同一の中小企業等に引続き1年以上の勤務実績を有する者 市税を完納していること	・病気療養、出産資金 ・冠婚葬祭資金 ・教育資金 ・臨時的出費資金(火災・天災・その他)	200万円	年2.6%	5年以内 (2ヵ月以内)	

○申込先(以下に掲げる金融機関の大分市内の本・支店)

①～④	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、商工中金、みずほ銀行※、三井住友銀行※、西日本シティ銀行、伊予銀行、北九州銀行、肥後銀行※、愛媛銀行(※季節資金は除く)
⑤	九州労働金庫、大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合
⑥	九州労働金庫

☆大分市の融資制度については、取り扱い金融機関又は下記にお問い合わせください！

- 【お問い合わせ先】
大分市商工労政課 TEL：097-537-5964